

業務仕様書

1 委託業務名

愛媛県ふるさと納税支援業務

2 目的

県では、ふるさと納税制度の運用により、愛媛県のファン獲得、地場産業の振興及び地域経済の好循環の創出を目指して県の魅力あふれる返礼品の開発及び寄附者へのPR活動等に取り組んでいるところである。

この取組みに当たっては、平成 31 年総務省告示第 179 号をはじめとした総務省が定めるふるさと納税の募集に係る各種基準に適合した上で、寄附者の多様なニーズに応えられる体制の整備と返礼品の充実、効果的なプロモーション等が重要となることから、ふるさと納税の募集に係るこれらの各種業務を包括的に委託する。

3 業務の内容

- (1) ふるさと納税に係る寄附の受付、寄附者情報の管理に関する業務
- (2) 寄附者への礼状、寄附金受領証明書、寄附金税額控除に係る申告特例申請書(以下「ワンストップ特例申請書」という。)等の送付に関する業務
- (3) ワンストップ特例申請書に係る受付・審査に関する業務
- (4) 寄附者等からのふるさと納税に関する問い合わせへの対応業務
- (5) ふるさと納税の返礼品に関する業務
 - ア 返礼品提供事業者の開拓
 - イ 返礼品提供事業者のフォロー
 - ウ 県が示す条件に基づく返礼品の企画・提案に係る業務
 - エ セット返礼品の企画・取り扱い
 - オ 返礼品の調達及び配送管理に関する業務
 - カ 返礼品の募集適正基準等への適合確認及び品質保持等の管理に関する業務
- (6) 広報・プロモーションに関する業務
 - ア ポータルサイトを活用したプロモーション
 - イ ポータルサイトを活用しないプロモーション
 - ウ 感想・レビュー数増加策
 - エ ファン・リピーター獲得策
- (7) その他ふるさと納税に関する業務

4 返礼品の契約不適合責任

- (1) 県は、寄附者に対し、返礼品の契約不適合責任を負わない。
- (2) 受託者は、返礼品の生産者又は納入者に、寄附者に対する契約不適合責任を負わせるものとする。

5 業務報告

受託者は、毎月の寄附について、以下の寄附情報を翌月 10 日までに県に実績報告書により報告する。

- (1) 毎月の寄附受入金額、寄附件数

- (2) 寄附者氏名、申込日、入金日、寄附額、返礼品名称
- (3) 寄附金受領証明書の発送状況
- (4) ワンストップ特例申請書の受理・処理状況

6 請求・支払

- (1) 受託者は、「5 業務報告」において報告した実績に基づく委託料を翌月10日までに県に請求すること。
- (2) 受託者は、(1)の委託料とは別に、返礼品調達代金(返礼品の代金及びその配送料等)も同様に翌月10日までに県に請求すること。なお、請求に際しては、返礼品名称、配送数量、配送日、配送料等の内訳が分かる明細を添付すること。

7 業務執行上の留意点

- (1) 本業務の遂行に当たっては、この仕様書のほか、別に定める「愛媛県ふるさと納税支援業務内容」に従い、寄附促進及び県のPRを推進する窓口としての役割を踏まえ、全て受託者の責任において対応すること。
- (2) 本業務開始以前に申込みがあった寄附者情報を、本業務開始後に申込みがあった寄附者情報と同様に扱えるようにすること。
- (3) 本業務の遂行に関する苦情については、受託者において責任をもって対応し、その内容を県に報告すること。
- (4) 本業務の遂行に当たり本県又は第三者に損害を与えた場合は、本県の責めに帰すべき理由により生じたものを除き、受託者が当該損害額を負担すること。
- (5) 本業務は令和9年3月31日までの受付分の寄附にかかる業務であるが、令和9年4月1日以降の寄附受付にかかる本業務を受注する事業者に対して、本業務の履行に必要な情報等を引き継ぐこと。引継ぎに要する費用は委託料に含むこととする。

8 調査等

県は、必要があると認めるときは、本業務の処理状況について調査し、受託者に対して報告を求めることができる。この場合において、受託者は、これに従わなければならない。

9 個人情報の保護及び秘密の保持

- (1) 受託者は本業務(再委託した場合を含む。)を履行する上で、個人情報を扱う場合は「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。本業務終了後も同様とする。なお、個人情報の保護の取扱いに疑義がある場合は、県に協議すること。
- (2) 受託者は、本業務の履行に当たって県から受領又は閲覧した資料等を県の承諾なく第三者に閲覧させてはならない。
- (3) 受託者は、本業務の履行に当たって知り得た秘密を保持しなければならない。また、業務終了後も同様とする。

10 著作権等の取扱い

- (1) 受託者が本業務の遂行のために製作(作成)した写真、画像データ、カタログ、パンフレット等の著作物の著作権は、県に帰属するものとし、県による二次利用を可能とする。
- (2) 受託者は(1)に掲げる著作物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の法的権利を侵害するものではないことを保証することとする。なお、第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の責任は、全て受託者が負うものとする。

11 再委託の禁止

受託者は、県の書面による承認を受けないで、再委託をしてはならない。

12 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、県と受託者が協議の上、定めるものとする。